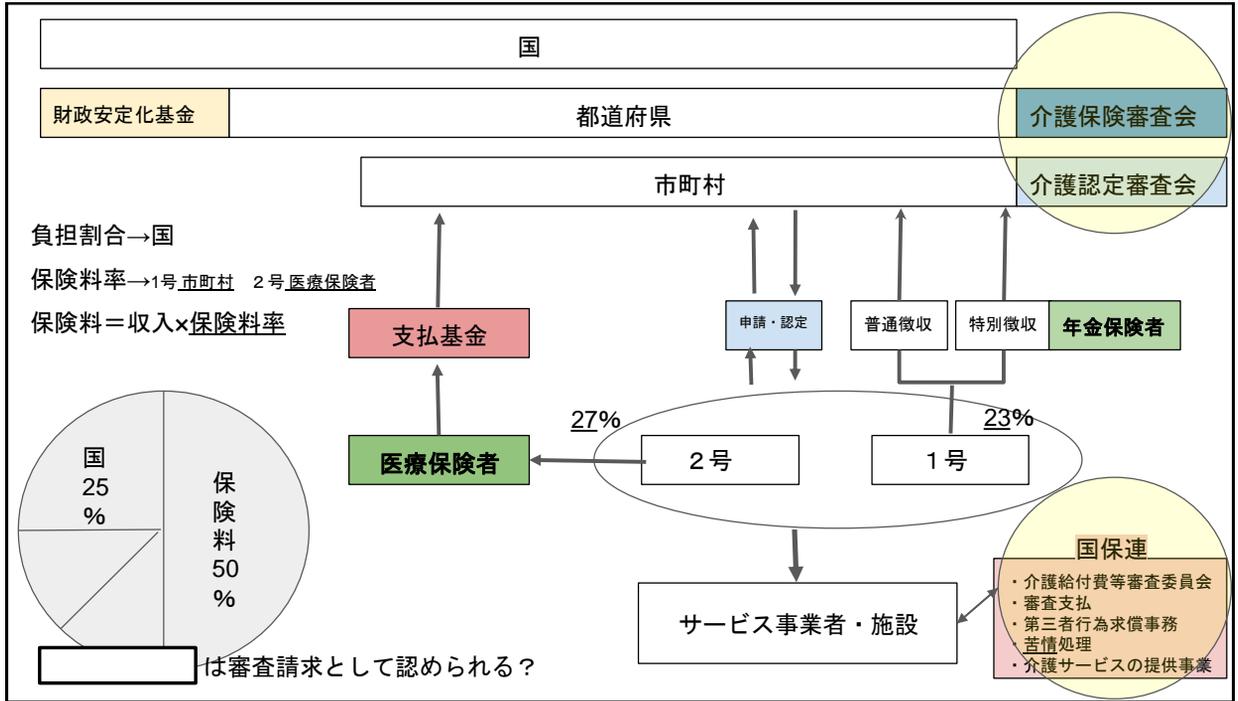


1

介護認定審査会・介護保険審査会・介護給付費等審査委員会

	介護認定審査会	介護保険審査会	介護給付費等審査委員会
役割	要介護認定等にかかる審査・判定を行う	市町村の行った処分に対する不服申立の審理・裁決について中立・公正な立場から審査を行う 保険給付（要介護・要支援認定給付、被保険証の交付） 保険料・徴収金	介護給付費請求書及び介護予防・日常生活支援総合事業費請求書の審査を行う
設置	市町村	都道府県	国保連
委員	保健・医療・福祉の学識経験者	①被保険者代表委員3人 ②市町村代表委員3人 ③公益代表委員3人以上	①サービス担当者代表委員 ②市町村代表委員 ③公益代表委員
任命	市町村長	都道府県知事	国保連
任期	2年(市町村条例で3年可)	3年	2年

2



3

問題 24 介護認定審査会について正しいものはどれか。2つ選べ。

- 1 審査対象者を担当する介護支援専門員が参加しなければならない。
- 2 地域包括支援センター職員が参加しなければならない。
- 3 原則として、保険者である市町村の職員は委員となることができない。
- 4 審査対象者の主治医の意見を聞くことはできない。
- 5 必要に応じて、審査対象者の家族の意見を聞くことができる。

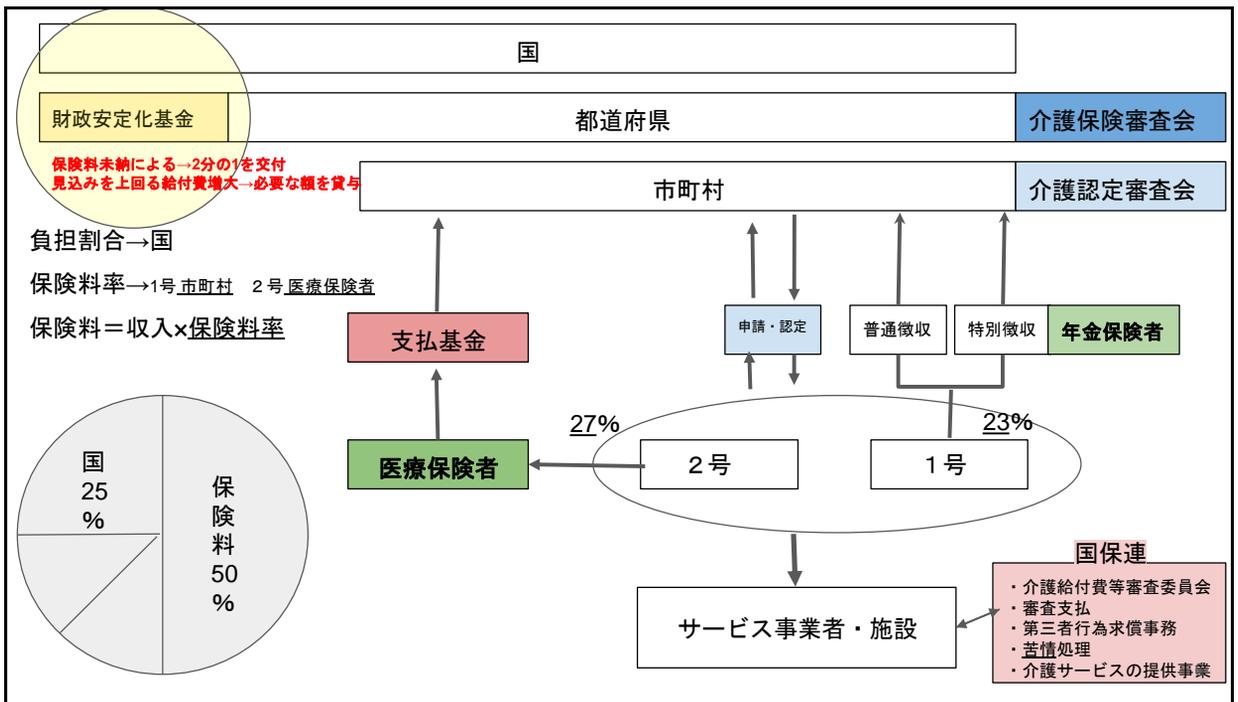
4

4

問題 14 介護保険審査会への審査請求が認められるものとして正しいものはどれか。

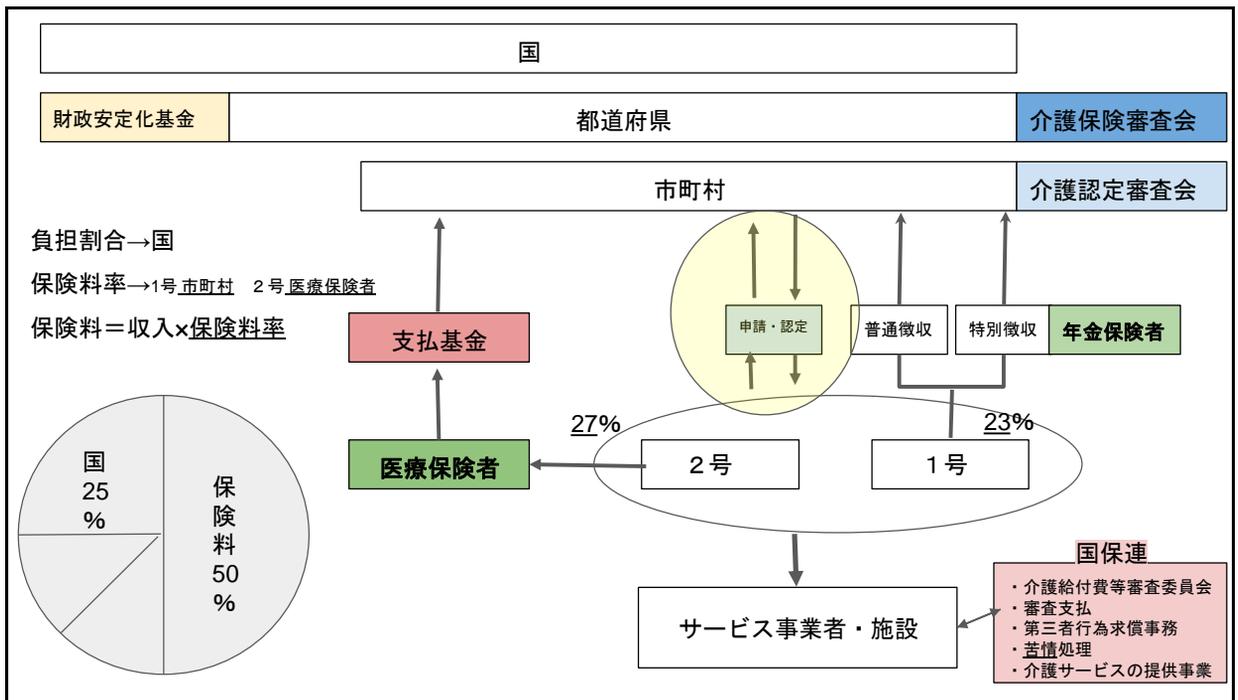
2つ選べ。

- 1 要介護認定又は要支援認定に関する処分
- 2 二親等以内の扶養義務者への資産調査に関する処分
- 3 成年後見制度に係る市町村長申立て
- 4 生活保護受給に係る市町村長申立て
- 5 介護保険料に関する処分



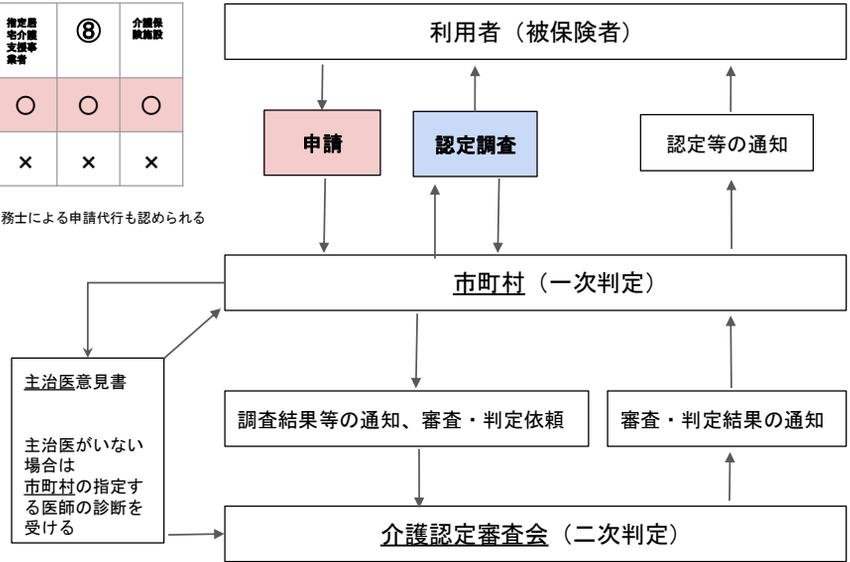
問題 12 財政安定化基金について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 財源の負担割合は，国2分の1，都道府県4分の1，市町村4分の1である。
- 2 基金事業交付金の交付は，介護保険事業計画期間の最終年度において行う。
- 3 基金事業交付金の額は，介護保険財政の収入不足分の全額に相当する額である。
- 4 基金事業貸付金の償還期限は，次期市町村介護保険事業計画期間の最終年度の末日である。
- 5 基金事業貸付金は，償還期限までの間は無利子である。



	市町村	指定市町村事務受託法人	地域包括支援センター	指定居宅介護支援事業者	⑧	介護保険施設
代行	×	×	○	○	○	○
新規	○	○	×	×	×	×

家族による代理申請や民生委員、社会保険労務士による申請代行も認められる



申請代行・認定調査の実施機関

	市町村	指定市町村事務受託法人	地域包括支援センター	指定居宅介護支援事業者	地域密着型老人福祉施設	介護保険施設
申請代行		×	○	○	○	○
新規認定調査	○	○	×	×	×	×
更新認定調査	○	○	○	○	○	○

問題 22 介護認定審査会について正しいものはどれか。2つ選べ。

- 1 認定調査を行うことができる。
- 2 認定の有効期間について意見を付すことができる。
- 3 要介護状態の軽減のために必要な療養について意見を付すことができる。
- 4 被保険者が受けることができるサービスの種類を指定することができる。
- 5 被保険者に主治の医師がいないときは、診断を行う医師を指定することができる。

11

11

問題 21 要介護認定について申請代行を行うことができるものとして正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者
- 2 指定居宅介護支援事業者
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者
- 4 地域包括支援センター
- 5 地域密着型介護老人福祉施設

12

12